

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2008～2009
 課題番号：20730040
 研究課題名（和文） 労働者の過誤行為責任論の研究
 研究課題名（英文） Reserch of the Liability of worker

研究代表者
 細谷 越史 (HOSOTANI ETSUSHI)
 香川大学・法務研究科・准教授・
 研究者番号：60368389

研究成果の概要（和文）：

私は、本研究種目において労働者の過誤行為責任に関する比較法研究（主としてドイツ法を対象とする）を行うことができた。とくに、ドイツでの国際学会への参加や現地調査および日本労働法学会での個別報告を通じて、本研究を深めることができた。その結果、具体的には、日本労働法学会誌への論文掲載、ドイツ労働契約法草案の翻訳、判例百選の執筆などの機会を得ることができた。

研究成果の概要（英文）：

I have proseeded with the Reserch of the Liability of Worker from 2008 to 2009. Especially I have developed this Reserch by participation in the international Congress in Germany and the Report in Japan Labor Law Association. Finally I have written the Articles in Jarnal of Labor law and in Labor Law precedent and the Translation of the German Labor-contrakt Law Draft.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：労働法

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：労働者の責任、過誤行為、労働過程での過失

1. 研究開始当初の背景

とくに労働者の使用者に対する損害賠償責任の問題は、従来労働法学においては散発的に論じられるにとどまっていたが、長期雇用

慣行の後退や能力主義的人事管理の強化により労働者の過誤行為責任が厳しく追及されるようになりつつある状況を受けて、近年ようやく労働法学において本格的に検討され始めるようになり、また、労働契約法を構

成する規制の一部として議論の対象とされるようになっていた。

従来、日本では、労働者が労働過程で使用者に与えた損害についての賠償責任の問題については、もっぱら民法学の立場から、労働者が第三者に与えた損害をめぐる使用者責任を前提として求償権（民法715条3項）の制限問題として論じられてきた。しかし、こうしたアプローチを前提とする民法学説や判例は、労働者が直接使用者に損害を与えたケースを十分に考慮しておらず、それゆえ、労使間の従属性の考慮やこれをふまえた責任制限の根拠付け、責任制限の判断基準などについて十分に検討・解明してこなかった。こうした問題点をふまえ、労働者の損害賠償責任論を労働法の立場から再検討するための示唆を得るために、比較可能な諸外国の法状況に目を向けることが必要であると考えた。なかでも、労働者と使用者間の損害分配の発想から出発するドイツの判例・学説の精緻な議論の蓄積には注目すべきものがあったので、ドイツ法の状況を中心として紹介・検討することが有用であると思われた。

また、労働者の責任追及手段としては、損害賠償請求のみならず、比較的軽度の懲戒処分、普通解雇、懲戒解雇、退職金減額なども考えられる。しかし、従来、日本では、退職金減額などは損害賠償請求と機能的に関連するにもかかわらず、退職金減額と損害賠償請求が相互に関連づけて論じられることはほとんどなかった。また、普通解雇や懲戒解雇の審査基準も権利濫用法理に委ねられるにとどまり、明確さに欠ける状況にあった。

他方で、ドイツの判例・学説は、懲戒処分や契約罰、解雇などの責任追及手段についても、規制の原理・原則を明らかにしたうえで、そこから具体的な判断基準を導こうとしてきた。このように、解雇や懲戒処分などにつ

いても法的明確性を志向した規制法理を形成してきたドイツの判例・学説の整理・検討は、一般条項にのみ依拠した日本の解雇や懲戒処分の規制法理を再検討する際に、有用な示唆を与えると考えられた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、大きく2つの柱から成る。まず、主としてドイツ法における労働者の過誤行為責任追及手段の規制のあり方を整理・分析することである。つぎに、本研究では、こうしたドイツ法を比較の対象として、日本における労働者に向けられた損害賠償請求、(懲戒)解雇、退職金の減額・不支給に対する従来の規制のあり方を再検討の俎上に載せ、その問題点を明らかにし、これを修正して、これらの手段に対する規制を再構成するための視角を提案することに重心が置かれた。このように、本研究は、主としてドイツにおける労働者の過誤行為責任をめぐる判例・学説の整理・検討をふまえて、日本では、もっぱら民法学による求償権制限論に委ねてきた問題を労働法の立場から検討し直し、整理解雇中心の従来の解雇制限論に過誤行為を理由とする解雇類型の本格的検討を新たに付け加えるのみならず、懲戒解雇や退職金減額、損害賠償予定、軽度の懲戒処分など過誤行為に対する責任追及手段に対する規制のあり方を——各手段の性格や機能上の相互関連性をふまえて——包括的に考察・解明することを主たる目的とするものである。

3. 研究の方法

(1) 研究の方法としては、まず、日本とドイツを中心とする労働者の過誤行為責任論

とその周辺領域に関わる文献・資料を収集し、これを整理・検討することが必要となった。とくに、ドイツ法などの分野では、国内では入手し得ない必須の文献・資料も少なくない。また、最新の直接的な情報を収集し、比較法対象国の労働者の過誤行為責任に関する実態や実務を把握することにより、本研究の精度を高め説得力を向上させるべく、現地に出向いて文献・資料収集や調査を行うことが不可欠であった。さらに、本研究を進めていく過程で、適宜その成果を研究会や学会などで報告し、そこで研究者や実務家、労働組合関係者、経営者らと重ねた議論を本研究に反映させることでより一層本研究を発展させることができると考えた。具体的な研究方法は以下に示すとおりである。

(2) 2008 年度においては、主としてドイツ法研究に重点を置き、ドイツなどの損害賠償責任および解雇制限に関する判例・学説を読み込み、分析・整理した。その過程で、日本労働法学会第 115 回大会 (2008 年 5 月 18 日) において「労働者の損害賠償責任制限法理」と題する個別報告を行った。ここでは、戦後数十年をかけて確立を見たドイツの損害賠償責任制限法理の枠組みをふまえつつ、近年ドイツにおいて議論が活発になされ深化しつつある主要論点を中心に紹介・検討をくわえた。そのうえで、そこから日本法の今後の課題はどこにあるのか、日本法に対してどのような示唆が得られるのかについて報告を行った。

また、ドイツ (フライブルク) で開催された国際労働法社会保障法学会 (2008 年 9 月 16 日～18 日) に出席し、議論に参加し、また、研究者や裁判官、労働組合関係者、経営者等に対する聞き取り調査を行った。この機会にあわせて、国内に所蔵がないドイツの文献を

収集することができた。さらに、先の日本労働法学会での報告をふまえて、「労働者の損害賠償責任——ドイツ法を手がかりとして——」日本労働法学会誌 112 号 152 頁から 163 頁を (2008 年 10 月) 公表することができた。

(3) 2009 年度における研究の主眼は、前年のドイツを中心とする比較法に重心を置いた研究を基礎として、日本における労働者の過誤行為責任論を再構築するための視角を提示することに置かれた。こうした研究を発表する機会として、「労働者に対する損害賠償請求」『労働判例百選 [第 8 版]』62 頁から 63 頁 (2009 年 10 月) が与えられた。そこでは、この問題に関する日本の判例・学説を詳細に整理・検討することに加えて、ドイツ法などの議論を参考にして、従来の日本の判例・学説が十分に明らかにし得なかった責任制限の根拠と具体的判断基準を提示するよう試みた。

また、この時期においては、過誤行為責任論に関する日独の比較法研究をドイツ労働契約法研究会 (大阪大学、2009 年 8 月) で報告し、そこでの議論や批判をふまえて、自身の過誤行為責任論をより一層緻密なものとすることができた。さらに、ドイツの損害賠償請求、解雇、契約罰などの研究を継続していく経過で、「ドイツ労働契約法草案」日独労働法協会会報 10 号 (2009 年 8 月) という形で、ドイツ労働契約法研究会で検討を重ねたものを翻訳する機会を得ることもできた。

4. 研究成果

日本では、長期雇用慣行の後退や能力・成果主義的人事管理の強化により、労働者の過誤行為責任が厳しく追及されるようになりつつある状況にある。それにもかかわらず、と

くに労働者の使用者に対する損害賠償責任の問題は、従来労働法学においては散発的に論じられるにとどまっていた。

一方で、ドイツなどでは、経済のグローバル化の進展によるコストに対する圧力が給付の均衡を一層要請する中で、従来から、使用者の採りうる手段として損害賠償請求や解雇などに対する規制のあり方が活発に論じられてきた。ドイツ法の特徴である、規制の根拠を考究したうえで、そこから論理的に明確な規制の基準を導き出そうとする議論の手法を手がかりにして、日本法の課題を明らかにしようとしたのが、「労働者の損害賠償責任制限法理」と題する日本労働法学会 115 回大会報告（2008 年 5 月 18 日）である。また、この個別報告に対する研究者や実務家などからの意見やアドバイスなどをふまえて発表したのが「労働者の損害賠償責任——ドイツ法を手がかりとして——」日本労働法学会誌 112 号 152 頁から 163 頁（2008 年 10 月）である。

これらの研究により、おそらく日本労働法学会で初めて、労働者の損害賠償責任についての問題分析と具体的解釈論のあり方を提案することで、労働法学会などにおける議論を一層活発なものとするに寄与し得たと考える。

また、その翌年には、「労働者に対する損害賠償請求」『労働判例百選〔第 8 版〕』62 頁から 63 頁（2009 年 10 月）において、日本の判例・学説を詳細に整理・検討することに加えて、ドイツ法などの議論を参考にして、従来の日本の判例・学説が十分に明らかにし得なかった責任制限の根拠と具体的判断基準を提示するよう試みた。こうした研究は、日本の労働法学のみならず、広く法曹や企業実務家、労働組合などによる労使間での妥当な責任分配のあり方に一定の基準を提供するこ

とができたと思われる。

さらに、ドイツの損害賠償請求のみならず、解雇、契約罰、経営罰などの責任追及手段の研究の一部は、「ドイツ労働契約法草案（共訳）」日独労働法協会会報 10 号 47 頁から 95 頁（細谷担当部分は 82 頁から 88 頁）（2009 年 8 月）という形で具体化することができた。今後は、日本とドイツを中心として、こうした多彩な手段をふくむ労働者に対する広義のサンクションとその規制のあり方に研究を拡大・発展させていく計画である。その際に、日本では、とくに、企業実務において懲戒解雇と同時になされることの多い退職金の減額・不支給の規制のあり方についても、その損害賠償請求との機能的連関性の観点から、再検討が必要であると考え。近年の退職金制度の性格の変容（職能資格ポイント制退職金、退職金前払い制など賃金後払いの性格の強いものの増加）に鑑みて、また責任制限の根拠との関係で退職金規制をいかに再構築すべきかが重要な課題となっているのである。機能的連関性に鑑みた損害賠償請求と退職金減額・不支給の調整方法も解明すべき課題として残されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 3 件）

①細谷越史、労働者に対する損害賠償請求、労働判例百選〔第 8 版〕、62 頁から 63 頁、別冊ジュリスト 197 号、2009 年 10 月、査読無し

②細谷越史、ドイツ労働契約法草案（共訳）、日独労働法協会会報 10 号、47 頁から 95 頁（細谷担当部分は 82 頁から 88 頁）、2009 年 8 月、査読無し

③細谷越史、労働者の損害賠償責任——ドイツ法を手がかりとして——、日本労働法学会誌 112 号、152 頁から 163 頁、2008 年 10 月、査読あり

〔学会発表〕（計 1 件）

①細谷越史、労働者の損害賠償責任制限法理、日本労働法学会第 115 回大会、2008 年 5 月 18 日、熊本大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

細谷 越史 (HOSOTANI ETSUSHI)

香川大学・法務研究科・准教授

研究者番号：60368389